

景観制度の見直しについて（報告）

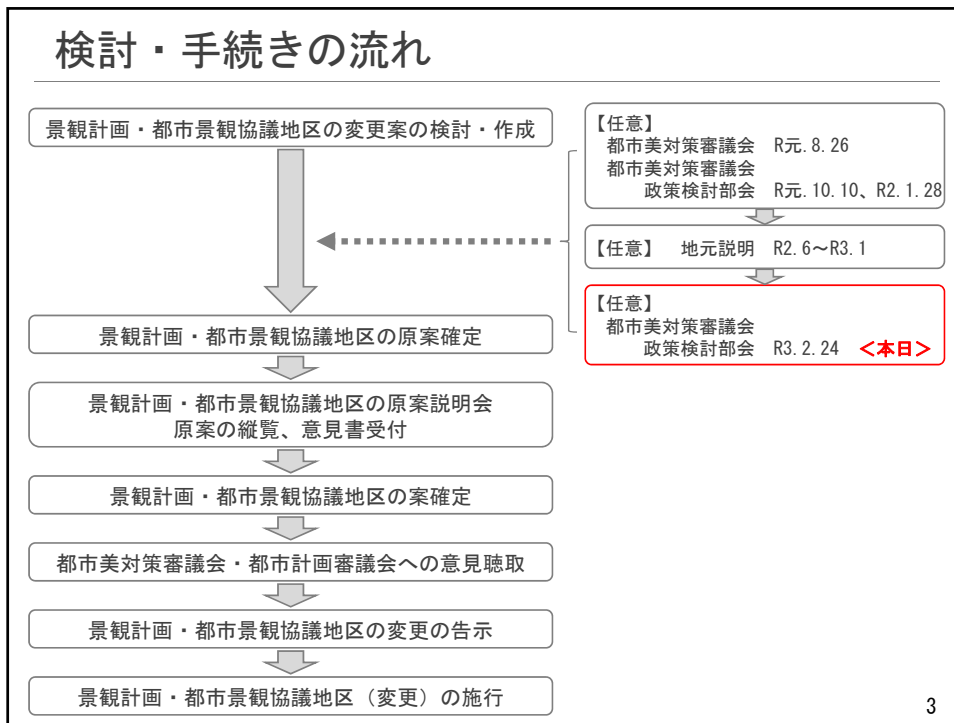
横浜市都市整備局

経緯

景観制度制定から約10年が経過し、制定当初には想定していなかった取組が実施されるなど、景観づくりを取り巻く状況は日々変化しています。

イベント等において屋外広告物を掲出することは、魅力的な景観の一つの要素と考えている「賑わいの促進」にも寄与することから、適切にコントロールを行いながら、規制を一部緩和する方向で検討を進めてきました。

検討・手続きの流れ



3

主な変更内容

:R2. 1. 28部会提示案から修正した箇所

規制項目	現行基準 例外	変更案(現行基準の例外に追加)	
		恒常的	イベント
第三者 広告	案内・誘導 サイン	公益上必要な施設で、広告料収入を設置管理費に充当(広告付案内サイン等) 【山下公園通、新港】	通りに平行で、一定高さ以下のスポンサー広告 【山下公園通、日本大通】
内照式 照明装置	バックライト 箱文字	—	周辺景観と調和 【山下公園通、水町通、本町通、大さん橋通、馬車道、日本大通、関内駅前、北仲通、海岸通、関内中央】
映像装置	催事等で 一時的なもの	・公共交通機関の運行状況表示 【全ての地区】 ・公益上必要な施設で、広告料収入を設置管理費に充当、かつ静止画など 【馬車道、日本大通以外】	文化芸術の振興に関する映像で、周辺景観と調和 ※現行基準の明確化 【馬車道以外】
項目	現行基準	変更案(基準を新設)	
パナー フラッグ	規定なし	恒常的	イベント
		広告表示率40%以下で、地の色は単色無地、蛍光色NG 【日本大通】	—

(※) この他に、市庁舎移転後の旧市庁舎街区活用を見据え、「市庁舎前面特定地区」と「関内駅前準特定地区」を一体化して「関内駅前特定地区」を設定し、景観計画及び関内地区都市景観協議地区の内容を変更します。(地元説明を経て修正する部分はありません。)

4

地元説明を経て修正した内容①

イベントにおける第三者広告の規制緩和（日本大通り、山下公園通り）
日本大通り／山下公園通り に面する位置には、自家用広告物以外は設置できない。
ただし、以下のものは例外として設置できる。

R2.1.28の部会
で提示した
ただし書きの内容

- ①数日間のイベントで掲出するスポンサー広告 で、
- ②スポンサー広告部分が、広告物全体の面積に応じて一定面積以下
 - (a) 広告物全体の表示面積が10㎡未満 : 全体の表示面積の10分の1
 - (b) 広告物全体の表示面積が10㎡以上20㎡未満 : 1㎡
 - (c) 広告物全体の表示面積が20㎡以上 : 全体の表示面積の20分の1



「イベントの実施事例を踏まえた内容としてほしい」というご意見を踏まえ、通りの見通し景観を重視する観点から、以下のとおり修正します。

今回

- ①数日間のイベントで掲出するスポンサー広告 で、
- ②日本大通り／山下公園通り に対し平行に設置し、
- ③広告物の上端の高さが地上から60cm以下

(※) 屋外広告物条例の中に修正前の内容と同等の基準があるため、第三者広告については、引き続き、修正前の面積基準を満たすものが掲出できます。加えて、修正後の条件を満たすスポンサー広告については、表示面全体に掲出できることとなります。

(※) 馬車道については、地元要望により今回の規制緩和は行わないこととします。

5

緩和される屋外広告物のイメージ



6

地元説明を経て修正した内容②

バナーフラッグのデザイン基準の明確化（日本大通り）（新規）

バナーフラッグのデザイン調整をより効果的に行うため、景観計画で基準を新たに設定します。

R2. 1. 28の部会で提示した案	以下3点を全て満たすもの ① 広告表示率 25% 以下 ② 地の色は単色無地で、蛍光色ではない ③ 周辺の街並みと調和しているもの
--------------------	---



「広告表示率25%では小さすぎる」というご意見を踏まえ、他地区での誘導事例等を参考に、以下のとおり修正します。

今回	以下3点を全て満たすもの ① 広告表示率 40% 以下 ② 地の色は単色無地で、蛍光色ではない ③ 周辺の街並みと調和しているもの
----	---



広告表示率25%のイメージ



広告表示率40%のイメージ

(※) 広告表示率 = $\frac{\text{文字、マーク及び商品等を具体的に表示している部分の合計面積}}{\text{フラッグ全体の面積}}$ (%)

新たに設定する基準のイメージ

判定	○	×	×	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・フラッグの面積に対し、□の面積の合計が40%以下 ・地の色は単色無地で、蛍光色を用いない 	<ul style="list-style-type: none"> ・フラッグの面積に対し、□の面積の合計が40%を超える 	<ul style="list-style-type: none"> ・地の色が単色無地ではなく、グラデーションやパターン 	

地元説明を経て修正した内容③

映像装置の規制緩和（新港地区）

屋外広告物に、映像装置を使用することができない。

ただし、以下のいずれかに該当するものは例外として設置できる。

R2.1.28の部会で提示した ただし書きの内容	①バス停等の運行状況表示で、一面当たりの表示面積が0.6㎡以下 ②一面当たりの表示面積が2㎡以下、上端高さ3m以下、表示面の向きが通りに平行、静止画(10秒以上)のみを表示するもの ③イベントのために一時的に設置するもの
-----------------------------	--



自家用広告で敷地内に設置されることを前提としているため、大きさや表示面の向きを限定せず、以下のとおり修正します。

今回	①バス停等の運行状況表示で、一面当たりの表示面積が0.6㎡以下 ②静止画(10秒以上)のみを表示するもの ③イベントのために一時的に設置するもの
----	--

- (※) 新港地区では、民間事業者はイベント時を除き原則として第三者広告を掲出できません。
- (※) 大きさ等の形状については、景観計画における広告の種類ごとの基準により設置可否を判断します。

例：広告板は、表示面積10㎡以内／1面、上端の高さは地上から5m以内 など

9

その他の変更点(R2.1.28の部会から変更した内容)

地区の名称変更

関内地区のうち「北仲通り北準特定地区」及び「北仲通り南準特定地区」については、景観制度制定以前よりまちづくりの検討が進められてきましたが、両地区における市街地開発事業が進み多くの建物が竣工されてきたこと、また既に地権者で構成されるエリアマネジメント組織等により景観に対して一定のコントロールがなされていることから、以下のとおり地区の名称を変更します。

R2.1.28の部会で提示した案 (現行制度から変更なし)	➔	変更案
■関内地区 北仲通り北準特定地区 北仲通り南準特定地区		■関内地区 北仲通り北特定地区 北仲通り南特定地区

イベント日数の表記

並行して行っている他の検討内容と合わせ、イベントの日数表記を以下のとおり変更します。

R2.1.28の部会で提示した イベントの日数表記案	➔	変更案
・10日程度 ・数日間		・原則として7日以内 ・原則として3日以内

10

今後のスケジュール(予定)

令和3年 4月頃	原案説明会、原案縦覧、 意見書受付
7月頃	都市美対策審議会(親会)
8月頃	都市計画審議会
9月頃	告示
11月頃	施行

現行	変更案
<p>第1編 横浜市における景観形成</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p><u>横浜市ではこれまで、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。</u></p> <p><u>豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。</u></p> <p><u>さらに、市民が主体となって取り組んできた地域でのまちづくり活動等を通じて、景観に対する意識が高まり、活動も活発になるなど、個性や魅力ある景観形成に取り組む土壌もできてきており、「市民力」と「創造力」による「横浜らしさ」創造の準備が整いつつある状況といえます。</u></p> <p><u>横浜らしい景観は、「市民力」と「創造力」が発揮された証であるとともに、魅力ある景観そのものが、それらの力を生み出す源ともなっており、良好な景観をつくることは、次に示すような3つの意義があるといえます。</u></p> <p><u>I 市民生活の質を高めます。</u></p>	<p>第1編 横浜市における景観形成</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 良好な景観の形成に関する方針</p> <p><u>横浜市では、市民・事業者・行政が共有すべき内容をまとめた景観形成の指針として、「横浜市景観ビジョン」を定めています。また、「横浜市景観計画」と、「横浜市魅力ある都市景観の形成に関する条例（以下、「景観条例」）」に基づく「都市景観協議地区」の2つの制度を定め、運用しています。</u></p> <p><u>「横浜市景観計画」では、横浜市全域を対象とした基準を定めたほか、地区に応じた良好な景観を形成する地区（景観推進地区）を指定し、行為制限や必要な手続きについて定めており、基本的・定量的なルールにより景観形成を図っています。</u></p> <p><u>「都市景観協議地区」では、景観条例に基づき、魅力ある都市景観の創造が特に必要とされる区域を定め、一定の行為に対し横浜市との協議（都市景観協議）を行うことを、行政の手続きとして位置づけています。</u></p> <p><u>景観ビジョンの理念を踏まえ、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用と、市民・事業者・行政が共に議論し様々なアイデアを出し合う都市景観協議地区の推進により、市内全域で良好な景観を保ちつつ地区の特性に応じた景観形成を図ることを、横浜市における良好な景観の形成に関する方針とします。</u></p> <p>1 良好な景観形成の意義</p>

現行	変更案
<p><u>II 都市に新たな活力を創出します。</u></p> <p><u>III 都市コミュニティを育みます。</u></p> <p>一方で、近年の土地利用形態の変化や行政指導の限界等により、魅力ある景観形成を推進する上で様々な課題が生じてきています。</p> <p>このような背景のもと、景観形成に取り組む姿勢として、景観に対する意識の向上を第一歩に、人間の五感や感性に訴える姿勢、安全性や利便性なども含めた都市空間に求められる様々な価値観に対して、総合的に配慮していくことが求められます。</p> <p>さらに、周辺に対して規模やデザインなどが著しく異なる建築物等を建てる時などは、地域でよく話し合うことや、周辺景観との調和を図るなどの配慮が必要であることから、市民を主役とした地域ごとの景観づくりの取り組みにあたり、目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性を7つのテーマとして次に示します。</p> <p>(1) 魅力的な街並みの形成</p> <p>(2) 快適な歩行者空間の景観形成</p> <p>(3) 歴史的景観資源の保全と活用による景観形成</p> <p>(4) 水と緑の保全と活用による景観形成</p> <p>(5) 屋外広告物の景観的配慮</p> <p>(6) 生活空間の景観形成</p> <p>(7) 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観形成</p> <p>また、地域において景観形成に取り組む際のヒントとなる、大切にしたい・生かしたい（あるいは改めたい）景観要素や景観形成の方向性な</p>	<p>横浜市では、「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に、市民・事業者・行政が協力しながら、長い年月をかけて、豊かな水・緑環境や歴史的建造物などを生かした先進的なまちづくりを進めてきました。みなどみらい 21 地区の整ったスカイライン、海からの美しい夜景、関内地区の歴史的建造物を中心とした開港以来の歴史を感じさせる街並みなど、横浜ならではの景観を求めて、多くの観光客が横浜を訪れています。また住宅地や商店街などでは、市民自らが街の景観づくりにたずさわることにより、安らぎや親しみのある街並みがつくられ、地域への愛着も育まれています。「良好な景観の形成」は豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野を含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組です。</p> <p>また現在、横浜市においても人口減少や高齢社会の時代を迎え、今後、人口構成や産業構造の変化などに対応し、集約・再生型のまちづくりが必要となることが想定されています。市民生活の豊かさや、観光振興や企業誘致等の都市間競争の視点からも、良好な景観を維持し、新たに創出することは、より一層欠かせない取組です。良好な景観は横浜に関わる全ての人々共通の資産であると考え、市民や事業者の創意工夫や既存ストックをいかしながら、市民・事業者・行政が協力して、景観面からも更なる魅力づくりを進めていくことが求められています。</p> <p>2 良好な景観形成の考え方</p> <p>広大な都市である横浜市において、「良好な景観」は場所により異なります。下に示す「横浜らしい景観をつくる 10 のポイント」と、地形や歴史、都市機能、計画上の位置づけ等から景観の特徴で6つのエリアに分類した「地域ごとの景観づくりの方向性」を手がかりに、その場所な</p>

現行	変更案
<p><u>どについて、「16の着眼」として次に示します。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>海と浜からの雄大で重層感のある眺望を確保する。</u> ② <u>港・都心部に刻まれた開港以来の歴史を生かす。</u> ③ <u>低地と台地の暮らしをつなぐ坂の魅力を生かす。</u> ④ <u>広がり・つながりを感じさせる川沿い・河口部の空間を生かす。</u> ⑤ <u>潤いを感じられる水辺空間をつくる。</u> ⑥ <u>下町の営みの蓄積・界わい性を生かす。</u> ⑦ <u>営む人たちの感性がにじみ出た魅力ある商店街をつくる。</u> ⑧ <u>スケールの大きな産業風景を間近に感じる場をつくる。</u> ⑨ <u>自然の恵みと人の営みでつくられた谷戸と里山の魅力を生かす。</u> ⑩ <u>村や宿駅時代からの記憶に地域の物語を見いだす。</u> ⑪ <u>新興住宅地に新たな歴史を積み重ねる。</u> ⑫ <u>まとまった緑の空間を保全する。</u> ⑬ <u>何気ない生活空間をきれいに保つ。</u> ⑭ <u>品の良いエレガントなまちをつくる。</u> ⑮ <u>マイナスの景観要素を取り去る。</u> ⑯ <u>景観の大切さを人々に伝える。</u> <p><u>このような横浜市の景観形成の羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」を踏まえ、地域で大切にしたい価値観や目標を実現するための地区ごとに定める景観計画及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年横浜市条例第2号）に基づく都市景観協議地区の推進と、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用により、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成を図ることを</u></p>	<p><u>らではの景観の将来像を考え、良好な景観形成を図ります。また、景観推進地区においては、これらに加えて地区ごとに示される方針をふまえて良好な景観を形成します。</u></p> <p>【横浜らしい景観をつくる10のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成</u> ② <u>安全で快適な歩行者空間の景観づくり</u> ③ <u>歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり</u> ④ <u>水と緑の保全・活用と創出による景観づくり</u> ⑤ <u>身近な生活空間での景観づくり</u> ⑥ <u>人々の交流や賑わいの景観づくり</u> ⑦ <u>街の個性を引き立たせる夜間景観</u> ⑧ <u>周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫</u> ⑨ <u>屋外広告物の景観的配慮</u> ⑩ <u>想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり</u> <p>【地域ごとの景観づくりの方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>臨海部</u> <u>物流・生産機能の再編などの変化にあわせて、スケールの大きさをいかした景観づくりを進めていきます。</u> ② <u>都心部</u> <u>多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、都心臨海部と新横浜都心の2大拠点の景観づくりを進めていきます。</u> ③ <u>高密度な既成市街地</u> <u>親しみのある街並みや高低差をいかした景観づくりを進めていきま</u>

現行	変更案
<p><u>基本方針とします。</u></p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画</p> <p>第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画</p> <p>第1、第2 省略</p> <p>第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1 制限対象行為</p> <p>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、同法第29条第1項の許可を要するもののうち、開発区域面積が500㎡以上で、予定される建築物の用</p>	<p><u>す。</u></p> <p>④ <u>郊外駅前および周辺</u> <u>地域住民が街への誇りや愛着を深め、来街者と共に賑わうなど、様々な人との交流をいかした景観づくりを進めていきます。</u></p> <p>⑤ <u>郊外住宅地</u> <u>年代や生活スタイルにあわせた、様々な街の使い方による身近な景観づくりを進めていきます。</u></p> <p>⑥ <u>水・緑と農のある郊外</u> <u>身近にある自然環境を実感できる、水・緑や農とのふれあいを通じた景観づくりを進めていきます。</u></p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画</p> <p>第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画</p> <p>第1、第2 省略</p> <p>第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1 制限対象行為</p> <p>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、同法第29条第1項の許可を要するもののうち、開発区域面積が500㎡以上で、予定される建築物の用</p>

現行	変更案
<p>途が地下室マンション条例第2条の規定による地下室建築物となる<u>共同住宅及び長屋</u>を除くものの用に供するもの。（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目（以下「登記地目」という。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録された地目が、山林であるか否かを判断する日の5年以上前（この項の規定の施行から5年を経過する前にあっては、この項の規定の施行日）から継続して山林でない土地において行う開発行為を除く。なお、登記地目が山林である日とは、登記の日付による。）</p>	<p>途が地下室マンション条例第2条の規定による地下室建築物となる<u>共同住宅、長屋及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものを除くもの</u>の用に供するもの。（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目（以下「登記地目」という。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録された地目が、山林であるか否かを判断する日の5年以上前（この項の規定の施行から5年を経過する前にあっては、この項の規定の施行日）から継続して山林でない土地において行う開発行為を除く。なお、登記地目が山林である日とは、登記の日付による。）</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>第4 省略</p>	<p>第4 省略</p>
<p>第2編 省略</p>	<p>第2編 省略</p>
<p>第3編 景観推進地区ごとの景観計画</p>	<p>第3編 景観推進地区ごとの景観計画</p>
<p>第1章 関内地区における景観計画</p>	<p>第1章 関内地区における景観計画</p>
<p>第1 良好な景観の形成に関する方針</p>	<p>第1 良好な景観の形成に関する方針</p>
<p>1 関内地区全域の方針 関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活</p>	<p>1 関内地区全域の方針 関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、<u>国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活</u></p>

現行	変更案
<p>動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、<u>開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっている。</u></p> <p>以下省略</p> <p>2 地区別の方針</p> <p>関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 市庁舎前面特定地区</p> <p><u>関内地区の玄関口として、市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(5) 北仲通り北準特定地区</p> <p>省略</p> <p>(6) 北仲通り南準特定地区</p> <p>省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p>(11) 関内駅前準特定地区</p> <p><u>関内地区の玄関口としての活気と賑わいのある景観を創出し、ゆとりある空間を形成する。</u></p>	<p>動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、<u>開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</u></p> <p>以下省略</p> <p>2 地区別の方針</p> <p>関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 関内駅前特定地区</p> <p><u>開港以来横浜の発展をけん引してきた地区としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(5) 北仲通り北特定地区</p> <p>省略</p> <p>(6) 北仲通り南特定地区</p> <p>省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p><u>(削除)</u></p>

現行	変更案
<p>(12) 関内西準特定地区 省略</p> <p>(13) 山下公園 省略</p> <p>(14) 横浜公園 省略</p>	<p>(11) 関内西準特定地区 省略</p> <p>(12) 山下公園 省略</p> <p>(13) 横浜公園 省略</p>
<p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>ア 関内地区全域の景観形成基準</p> <p><低層部のしつらえ・外構：建築物></p> <p>(ア) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の駐車場の出入口となる部分は、<u>当該街路に面して設けないなど、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(イ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の</p>	<p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1、2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>(1) 建築物及び工作物の形態意匠</p> <p>ア 関内地区全域の景観形成基準</p> <p><低層部のしつらえ・外構：建築物></p> <p>(ア) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の駐車場の出入口となる部分は、<u>連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地の形状、周辺の状況、敷地の規模などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(イ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の</p>

現行	変更案
<p>共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、<u>当該街路に面して設けないなど、賑わいを阻害しないものとする。</u>ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。</p> <p>(ウ)～(キ) 省略</p>	<p>共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、<u>賑わいを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。</u>ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。</p> <p>(ウ)～(キ) 省略</p>
<p><低層部のしつらえ・外構：工作物></p>	<p><低層部のしつらえ・外構：工作物></p>
<p>(ク)～(コ) 省略</p>	<p>(ク)～(コ) 省略</p>
<p>(サ) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に面する位置に設置する駐車場の出入口となる工作物の部分は、<u>当該街路に面して設けないなど、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。</u>ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(サ) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に面する位置に設置する駐車場の出入口となる工作物の部分は、<u>連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠となるよう、当該街路に面して設けないものとする。</u>ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地の形状、周辺の状況、敷地の規模などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>(シ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、<u>当該街路に面して設けないなど、賑わいを阻害しないものとする。</u>ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。</p>	<p>(シ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、<u>賑わいを阻害しない形態意匠となるよう当該街路に面して設けないものとする。</u>ただし、当該街路のみに接する場合などで、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。</p>
<p>(ス)～(タ) 省略</p>	<p>(ス)～(タ) 省略</p>
<p>(チ) 計画図1の6に示す「広場状空地の設置が求められる位置」にお</p>	<p>(チ) 計画図1の2に示す「広場状空地の設置が求められる位置」にお</p>

現行	変更案
<p>る工作物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。</p> <p><色彩：建築物></p> <p>(ツ) 建築物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。</p> <p>a～c 省略</p> <p>d 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 省略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>市庁舎前面</u>特定地区の敷地の建築物の場合</p> <p>(h) 省略</p> <p>別表1 省略</p> <p>(テ) 建築物の高さ 31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(g) 省略</p> <p>(h) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>市庁舎前面</u>特定地</p>	<p>る工作物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。</p> <p><色彩：建築物></p> <p>(ツ) 建築物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。</p> <p>a～c 省略</p> <p>d 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 省略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>関内駅前</u>特定地区の敷地の建築物の場合</p> <p>(h) 省略</p> <p>別表1 省略</p> <p>(テ) 建築物の高さ 31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(g) 省略</p> <p>(h) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>関内駅前</u>特定地区</p>

現行	変更案
<p>区の敷地の建築物の場合</p> <p>(i) 省略</p> <p>(ト)、(ナ) 省略</p> <p><色彩：工作物></p> <p>(ニ) 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 省略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>市庁舎前面</u>特定地区の敷地の工作物の場合</p> <p>(ヌ) 工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 省略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>市庁舎前面</u>特定地区の敷地の工作物の場合</p> <p>(ネ)、(ノ) 省略</p>	<p>の敷地の建築物の場合</p> <p>(i) 省略</p> <p>(ト)～(ナ) 省略</p> <p><色彩：工作物></p> <p>(ニ) 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a～b 省略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 省略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>関内駅前</u>特定地区の敷地の工作物の場合</p> <p>(ヌ) 工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 次のいずれかに該当するものの場合</p> <p>(a)～(f) 省略</p> <p>(g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、<u>関内駅前</u>特定地区の敷地の工作物の場合</p> <p>(ネ)、(ノ) 省略</p>

現行	変更案
<p><外壁>、<中層部、高層部のしつらえ> 省略</p> <p>イ 地区別の景観形成基準</p> <p>(ア) ~ (ウ) 省略</p> <p>(エ) 市庁舎前面特定地区</p> <p>a 建築物は、<u>市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図り、関内地区の歴史ある街並みを表現するため、レンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。</u></p>	<p><外壁>、<中層部、高層部のしつらえ> 省略</p> <p>イ 地区別の景観形成基準</p> <p>(ア) ~ (ウ) 省略</p> <p>(エ) 関内駅前特定地区</p> <p>a 建築物は、<u>周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>b <u>建築物の計画図1の2に示す「駅前広場」に面する部分は、歩行者の視点からの駅前空間の印象や、通りや駅からの近景を十分考慮し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠とするものとする。特に、建築物の計画図1の8に示す「景観重要道路」に接する「駅前広場」に面する部分は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>c <u>建築物の低層部でみなと大通りに面する部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する</u></p>

現行	変更案
<p><u>b 工作物は、市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図り、関内地区の歴史ある街並みを表現するため、レンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。</u></p> <p>別表9 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第3、第4 省略</p>	<p><u>形態意匠とするものとする。</u></p> <p><u>d 建築物の中低層部は、関内地区の歴史ある街並みを表現し、関内地区の玄関口として魅力的な形態意匠とするものとする。</u></p> <p><u>e 建築物の中層部及び高層部は、中低層部からセットバックする又は透明感のあるファサードにするなど、歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠とするものとする。</u></p> <p><u>f 工作物は、周囲の街並みと調和のとれた魅力的な形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>g 計画図1の2に示す「駅前広場」（計画図1の8に示す「景観重要道路」に接するものに限る。）又は当該広場に面する部分に設置する工作物は、戦後の都市発展の歴史を伝える旧市庁舎と調和のとれた形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガなどの地区の個性にあった素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>別表9 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第3、第4 省略</p>

現行	変更案
<p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。</p> <p>1 関内地区全域の制限 省略</p> <p>2 地区別の制限 省略</p> <p>(1) 山下町特定地区</p> <p>ア 山下公園通りゾーン ＜屋外広告物 共通＞</p> <p>(ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>1 関内地区全域の制限 省略</p> <p>2 地区別の制限 省略</p> <p>(1) 山下町特定地区</p> <p>ア 山下公園通りゾーン ＜屋外広告物 共通＞</p> <p>(ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>a 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた</u></p>

現行	変更案
<p><屋上看板> (イ) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。 a 山下公園通り又は大さん橋通りに面する位置に設置しないものと</p>	<p><u>場合</u> b 次の各号に適合するもので、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合 (a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u> (b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u> (c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u> (d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u> (e) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u> c <u>催物等のために原則として3日以内に限って設ける広告塔、広告板又は立看板等であって、次の各号に適合し、景観上支障がないと市長が認めた場合</u> (a) <u>催物の運営に必要な協賛企業名等やむを得ないもの</u> (b) <u>表示面の向きを山下公園通りに対して概ね平行に設置し、かつ、表示面上端の高さを地上から60cm以下とするもの</u></p> <p><屋上看板> (イ) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。 a 山下公園通り、大さん橋通り又は当該街路に面する位置に設置し</p>

現行	変更案
<p>する。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>b 省略</p> <p><壁面看板></p> <p>(ウ) 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 上端の高さを地上 15m以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 山下公園通りに面する位置に設置せず、かつ、山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めたもの</p> <p>b 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(a)、(b) 省略</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置</p>	<p>ないものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>b 省略</p> <p><壁面看板></p> <p>(ウ) 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 上端の高さを地上 15m以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(a) 省略</p> <p>(b) 山下公園通り又は当該街路に面する位置に設置せず、かつ、山下公園通り<u>ゾーン</u>の魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めたもの</p> <p>b 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁の<u>うち壁面看板を設置する部分</u>と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(a)、(b) 省略</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面す</p>

現行	変更案
<p>する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p>c、d 省略</p> <p><そで看板></p> <p>(オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、山下公園通りに面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面からは1m以下とする。</p> <p>b、c 省略</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他魅力的な景観形成に寄与する照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認め</u></p>	<p>る位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p>c、d 省略</p> <p><そで看板></p> <p>(オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、山下公園通り<u>内の壁面又は当該街路に面する壁面</u>から0.8m以下とし、その他の壁面からは1m以下とする。</p> <p>b、c 省略</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために原則として7日以内</u>に限りて設置するもので、<u>周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p>

現行	変更案
<p>るもの又は<u>水町通り及び海岸通りゾーン</u>の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 大さん橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p><壁面看板></p> <p>(イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 水町通りから山下公園通り側の街区で、<u>山下公園通りに面する位置</u>に設置する上端の高さが地上 15m以下の壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>(エ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。</p>	<p>るもの又は<u>水町通り及び海岸教会通りゾーン</u>の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 大さん橋通り又は<u>当該街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p><壁面看板></p> <p>(イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通り又は<u>当該街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) <u>山下公園通り又は水町通り</u>から山下公園通り側の街区で山下公園通りに面する位置に設置する、<u>上端の高さが地上 15m以下の壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分</u>と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p>(エ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」<u>又は当該街路</u>に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。</p>

現行	変更案
<p><広告塔・広告板></p> <p>(オ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p> <p>(カ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(キ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><広告塔・広告板></p> <p>(オ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p> <p>(カ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(キ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p>

現行	変更案
<p>(ク) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>(ク) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p>
<p>ウ 本町通りゾーン</p>	<p>ウ 本町通りゾーン</p>

現行	変更案
<p><屋上看板></p> <p>(ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は本町通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図 1 の 3 に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 大さん橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p><壁面看板></p> <p>(イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。ただし、当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、<u>山下公園通りゾーン</u>の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p>	<p><屋上看板></p> <p>(ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は本町通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図 1 の 3 に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 大さん橋通り又は<u>当該街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p><壁面看板></p> <p>(イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 計画図に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通り又は<u>当該街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」又は<u>当該街路</u>に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。ただし、当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、<u>本町通りゾーン</u>の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>(エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a 省略</p>

現行	変更案
<p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p> <p>(オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板></p> <p>(オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>a、b 省略</p> <p>c 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する場合は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するも</u></p>

現行	変更案
<p>エ 中華街中央ゾーン</p> <p><屋上看板></p> <p>（ア）省略</p> <p><壁面看板></p>	<p><u>ので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>（a）公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>（b）1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p><u>（c）原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>（d）表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>（e）10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>（f）屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>エ 中華街中央ゾーン</p> <p><屋上看板></p> <p>（ア）省略</p> <p><壁面看板></p>

現行	変更案
<p>(イ) 省略</p> <p><映像装置></p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(イ) 省略</p> <p><映像装置></p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、</u></p>

現行	変更案
<p>オ 中華街北辺ゾーン</p> <p><映像装置></p> <p>(ア) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p><u>周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>オ 中華街北辺ゾーン</p> <p><映像装置></p> <p>(ア) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>c <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、文</u></p>

現行	変更案
<p>カ 中華街南辺ゾーン</p> <p><屋上看板> （ア）省略</p> <p><壁面看板> （イ）省略</p> <p><映像装置> （ウ）屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>カ 中華街南辺ゾーン</p> <p><屋上看板> （ア）省略</p> <p><壁面看板> （イ）省略</p> <p><映像装置> （ウ）屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>a 1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>b 次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>（a）公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>（b）1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p><u>（c）原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p>

現行	変更案
<p>キ 大さん橋通りゾーン</p> <p><屋上看板></p> <p>(ア) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、大さん橋通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 大さん橋通りに面する位置に設置する屋上看板は、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とするものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(イ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる照明方式、箱文字部分に限っ</p>	<p><u>(d) 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>(e) 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>(f) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p><u>c 催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>キ 大さん橋通りゾーン</p> <p><屋上看板></p> <p>(ア) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、大さん橋通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 大さん橋通り又は当該街路に面する位置に設置する屋上看板は、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とするものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>(イ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p>

現行	変更案
<p>た内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>a <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>a <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p>b <u>次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p>(a) <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p>(b) <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p>(c) <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p>(d) <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p>(e) <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p>(f) <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p>

現行	変更案
<p>(2) 馬車道周辺特定地区</p> <p><屋外広告物 共通></p> <p>ア 馬車道に面する位置に設置する屋外広告は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、馬車道周辺特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p><屋上看板></p> <p>イ 馬車道に面する位置に、屋上看板は、設置することができない。ただし、馬車道周辺特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板></p> <p>ウ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、<u>次に掲げるものはこの限りでない。</u></p> <p>(ア)、(イ)省略</p> <p>エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する</p>	<p><u>c 催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(2) 馬車道周辺特定地区</p> <p><屋外広告物 共通></p> <p>ア 馬車道又は<u>当該街路</u>に面する位置に設置する屋外広告は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、馬車道周辺特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p><屋上看板></p> <p>イ 馬車道又は<u>当該街路</u>に面する位置に、屋上看板は、設置することができない。ただし、馬車道周辺特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板></p> <p>ウ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、<u>次の各号に適合するものはこの限りでない。</u></p> <p>(ア)、(イ)省略</p> <p>エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は<u>当該街路</u>に面する位</p>

現行	変更案
<p>壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。</p> <p><広告塔・広告板> オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板> カ そで看板は、次の各号に適合するものとする。 (ア)、(イ) 省略 (ウ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p><照明装置・映像装置> キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。</p> <p><広告塔・広告板> オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板> カ そで看板は、次の各号に適合するものとする。 (ア)、(イ) 省略 (ウ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p><照明装置・映像装置> キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> <u>(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u> <u>(イ) 催物等のために原則として7日以内に限り設置するもので、周辺</u></p>

現行	変更案
<p>ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。</p> <p>(3) 日本大通り特定地区</p> <p><屋外広告物 共通></p> <p>ア 日本大通りに面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。<u>ただし、1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3) 日本大通り特定地区</p> <p><屋外広告物 共通></p> <p>ア 日本大通り又は当該街路に面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 催物等のために原則として3日以内に限り設ける広告塔、広告板又は立看板等であって、次の各号に適合し、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>a 催物の運営に必要な協賛企業名等やむを得ないもの</u></p> <p><u>b 表示面の向きを日本大通りに対して概ね平行に設置し、かつ、表</u></p>

現行	変更案
<p><屋上看板></p> <p>イ 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は日本大通り特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和し、かつ、横浜公園からの眺望景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 日本大通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(イ)、(ウ) 省略</p> <p><壁面看板></p> <p>ウ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上 15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 日本大通りに面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p><広告塔・広告板></p>	<p><u>示面の上端の高さを地上から 60cm 以下とするもの</u></p> <p><屋上看板></p> <p>イ 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は日本大通り特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和し、かつ、横浜公園からの眺望景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 日本大通り <u>又は当該街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p>(イ)、(ウ) 省略</p> <p><壁面看板></p> <p>ウ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 上端の高さが地上 15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 日本大通り <u>又は当該街路</u>に面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁の <u>うち壁面看板を設置する部分</u>と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a、b 省略</p> <p><広告塔・広告板></p>

現行	変更案
<p>エ 省略</p> <p><そで看板></p> <p>オ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>（ア）壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、日本大通りに面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面から1m以下とする。</p> <p>（イ）、（ウ）省略</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>カ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。</u></p>	<p>エ 省略</p> <p><そで看板></p> <p>オ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>（ア）壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、日本大通り内の壁面又は当該街路に面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面から1m以下とする。</p> <p>（イ）、（ウ）省略</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>カ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（ア）バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p><u>（イ）催物等のために原則として7日以内に限りて設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（ア）1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>（イ）催物等のために原則として7日以内に限りて設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺</u></p>

現行	変更案
<p>(4) <u>市庁舎前面特定地区</u></p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、<u>くすのき広場又はみなと大通りに向かって設置することができない。ただし、市庁舎前面特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><壁面看板></p> <p>イ 上端の高さが地上 15mを超える壁面看板は、<u>くすのき広場、尾上町通</u></p>	<p><u>の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p><広告幕></p> <p>ク 広告幕は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために原則として7日以内に限り設置するもので、<u>景観上支障がないと市長が認めたものはこの限りでない。</u></p> <p>(ア) 広告表示率（広告幕の面積に対する、文字、マーク及び商品等を具体的に表示している部分の合計面積の割合をいう。）は 40%以下とし、<u>表示面の背景色（地の色）は単色を用いた無地を基調とするもの</u></p> <p>(イ) 背景色（地の色）に<u>蛍光色を用いず、かつ、日本大通り周辺の街並みと調和していると市長が認めたもの</u></p> <p>(4) <u>関内駅前特定地区</u></p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、<u>次の各号に適合するものとする。</u></p> <p>(ア) <u>横浜市道山下町第7号線又はみなと大通りには設置することができず、当該街路に接する敷地内に設置するものは、当該街路に向かつて設置することができない。ただし、関内駅前特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(イ) <u>設置高さが 60mを超えるものは設置しないものとする。</u></p> <p><壁面看板></p> <p>イ 上端の高さが 15mを超える壁面看板は、<u>尾上町通り（計画図1の2に</u></p>

現行	変更案
<p><u>り又はみなと大通りに面する位置に設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</u></p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) <u>くすのき広場又はみなと大通りに面する位置に設置しないもので、かつ、市庁舎前面の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの</u></p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するもの<u>その他市庁舎前面</u>の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><そで看板></p> <p>エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。</p>	<p>示す「<u>重点歩行者ネットワーク街路</u>」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り、計画図1の8に示す「<u>景観重要道路</u>」又は当該街路のいずれかに接する敷地内のうち当該街路に面する位置に設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) <u>当該壁面のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、関内駅前特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</u></p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ <u>尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り、計画図1の8に示す「景観重要道路」又は当該街路のいずれかに接する敷地内に設置する</u>広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するもの<u>その他関内駅前特定地区</u>の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p><そで看板></p> <p>エ <u>尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若</u></p>

現行	変更案
<p>(ア)、(イ) 省略</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>カ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」に設置するそで看板又は当該街路のいずれかに接する敷地内において当該道路に面する位置に設置するそで看板は、次の各号に適合するものとする。</u></p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>オ <u>尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）</u>、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」に設置する屋外広告物又は当該街路のいずれかに接する敷地内のうち当該街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>カ <u>尾上町通り（計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に指定された部分に限る。）</u>、横浜市道山下町第7号線、みなと大通り若しくは計画図1の8に示す「景観重要道路」に設置する屋外広告物又は当該街路のいずれかに接する敷地内において当該街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p>

現行	変更案
<p>(5) 北仲通り北準特定地区 <屋上看板> ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの</p>	<p>(ア) <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置等するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u> (イ) 次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合 a <u>公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u> b <u>1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u> c <u>原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u> d <u>表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u> e <u>10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u> f <u>屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u> (ウ) <u>催物等のために原則として7日以内に限りて設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(5) 北仲通り北特定地区 <屋上看板> ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの</p>

現行	変更案
<p>又は北仲通り北<u>進</u>特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>(ア)～(ウ)省略</p> <p><壁面看板></p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア)省略</p> <p>(イ)表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り北<u>進</u>特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ 省略</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>エ 建築物に設置する屋外広告物にあつては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字</u></p>	<p>又は北仲通り北特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>(ア)～(ウ)省略</p> <p><壁面看板></p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア)省略</p> <p>(イ)表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁の<u>うち壁面看板を設置する部分</u>と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り北特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ 省略</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>エ 建築物に設置する屋外広告物にあつては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p>

現行	変更案
<p><u>部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>オ <u>屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 催物等のために原則として7日以内に限り設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>オ <u>屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 1面あたりの表示面積が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>a 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>b 1面あたりの表示面積が 2 m²以下、かつ、上端の高さが 3 m以下のもの</u></p> <p><u>c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>d 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p>

現行	変更案
<p>(6) 北仲通り南<u>準</u>特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り南<u>準</u>特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p><壁面看板></p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り南<u>準</u>特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ 省略</p>	<p><u>(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(6) 北仲通り南特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り南特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p><壁面看板></p> <p>イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁の<u>うち壁面看板を設置する部分</u>と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <p>a 省略</p> <p>b 該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り南特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>ウ 省略</p>

現行	変更案
<p><照明装置・映像装置></p> <p>エ 建築物に設置する屋外広告物にあっては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><照明装置・映像装置></p> <p>エ 建築物に設置する屋外広告物にあっては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあつては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 催物等のために原則として7日以内に限り設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>a 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であつて、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>b 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p><u>c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p>

現行	変更案
<p>(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」に向かって設置しないもの</p> <p>(ウ) 海岸通りに面する位置に設置しないもの</p> <p><映像装置></p> <p>イ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>d 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p><u>(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限りて設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するものは、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「<u>横浜三塔への眺望の視点場</u>」に向かって設置しないもの</p> <p>(ウ) 海岸通り <u>又は当該街路</u>に面する位置に設置しないもの</p> <p><映像装置></p> <p>イ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(ア) 1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p>

現行	変更案
<p>(8) 海岸通り準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は海岸通り準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(イ) 次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>合</p> <p>a 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</p> <p>b 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</p> <p>c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</p> <p>d 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</p> <p>e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</p> <p>f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</p> <p>(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限り設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみを表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</p> <p>(8) 海岸通り準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は海岸通り準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。</p>

現行	変更案
<p>(ア) 省略 (イ) 海岸通り、みなと大通り又は万国橋通りに面する位置に設置しないもの (ウ) 省略</p> <p><壁面看板> イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。 (ア) 省略 (イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。 a、b 省略</p> <p><広告塔・公告板> ウ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び公告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板> エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。 (ア) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもの及び計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通りに面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもので、表示面積の合計が</p>	<p>(ア) 省略 (イ) 海岸通り、みなと大通り、万国橋通り又は当該街路に面する位置に設置しないもの (ウ) 省略</p> <p><壁面看板> イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。 (ア) 省略 (イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。 a、b 省略</p> <p><広告塔・公告板> ウ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する広告塔及び公告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p> <p><そで看板> エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。 (ア) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置するもの及び計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通り又は当該街路に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位</p>

現行	変更案
<p>5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>(イ) 計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通りに面する位置に設置するもので、上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面をみなとみらい21新港地区及び計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>カ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>置に設置するもので、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>(イ) 計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通り又は当該街路に面する位置に設置するもので、上端の高さが地上15mを超えるものは、表示面をみなとみらい21新港地区及び計画図1の3に示す大さん橋の「<u>横浜三塔への眺望の視点場</u>」に向かって設置しないものとする。</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ア) <u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p>(イ) <u>催物等のために原則として7日以内に限り設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>カ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ア) <u>1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p>

現行	変更案
<p>(9) 関内中央準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 南仲通りから海岸通り準特定地区側の街区では、屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は関内中央準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市</p>	<p>(イ) 次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p> <p><u>合</u></p> <p>a 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</p> <p>b 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</p> <p>c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</p> <p>d 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</p> <p>e 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</p> <p>f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</p> <p>(ウ) 催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみ表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</p> <p>(9) 関内中央準特定地区</p> <p><屋上看板></p> <p>ア 南仲通りから海岸通り準特定地区側の街区では、屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は関内中央準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市</p>

現行	変更案
<p>長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) みなと大通りに面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) しょ</p> <p>イ みなと大通りに接する敷地（本町通りに接する街区及び計画図1の3に示す「後景エリア」内は除く。）に設置する屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p><壁面看板></p> <p>ウ 計画図1の3に示す「後景エリア」内又は計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>(イ) 省略</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p>	<p>長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) みなと大通り又は当該街路に面する位置に設置しないもの</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ みなと大通り又は当該街路に接する敷地（本町通りに接する街区及び計画図1の3に示す「後景エリア」内は除く。）に設置する屋上看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア)、(イ) 省略</p> <p><壁面看板></p> <p>ウ 計画図1の3に示す「後景エリア」内又は計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁のうち壁面看板を設置する部分と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>(イ) 省略</p> <p><広告塔・広告板></p> <p>エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。</p>

現行	変更案
<p><そで看板></p> <p>オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するそで看板は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分を無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>カ 計画図1の3に示す「後景エリア」のみなど大通りに面する位置に設置するそで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>（ア）、（イ）省略</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p>	<p><そで看板></p> <p>オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置するそで看板は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分を無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5㎡以内のものは、この限りでない。</p> <p>カ 計画図1の3に示す「後景エリア」のみなど大通り又は当該街路に面する位置に設置するそで看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>（ア）、（イ）省略</p> <p><照明装置・映像装置></p> <p>キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（ア）バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合</u></p> <p><u>（イ）催物等のために原則として7日以内に限って設置するもので、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。</p> <p>ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」又は当該街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p>

現行	変更案
<p><u>は、この限りでない。</u></p> <p>(10) 吉浜町周辺準特定地区 <屋上看板> ア 省略</p>	<p><u>(ア) 1面あたりの表示面積が 0.6 m²以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合</u></p> <p><u>(イ) 次の各号に適合し、魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>a 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>b 1面あたりの表示面積が 2 m²以下、かつ、上端の高さが 3 m以下のもの</u></p> <p><u>c 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>d 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>e 10 秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>f 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p><u>(ウ) 催物等のために原則として 7 日以内に限って設置するもので、文化芸術の振興その他これに類するものに関する映像のみ表示し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合</u></p> <p>(10) 吉浜町周辺準特定地区 <屋上看板> ア 省略</p>

現行	変更案
<p><壁面看板> イ しょ</p> <p><広告塔・広告板> ウ 省略</p> <p>第6 景観重要公共施設の整備に関する事項 省略</p> <p>1 道路の整備に関する事項 (1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 関内駅南口前 整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは市庁舎前面特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の実務行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。 ア さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、関内地区の玄関口として<u>ふさわしい落ち着きのあるものとする。</u></p> <p>イ、ウ 省略</p>	<p><壁面看板> イ 省略</p> <p><広告塔・広告板> ウ 省略</p> <p>第6 景観重要公共施設の整備に関する事項 省略</p> <p>1 道路の整備に関する事項 (1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 関内駅南口前 整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは関内駅前特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の実務行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。 ア さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、関内地区の玄関口として<u>の風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある駅前空間を形成するものとする。</u></p> <p>イ、ウ 省略</p>

現行	変更案
<p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準 省略</p> <p>1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準） (1)～(3) 省略</p> <p>(4) 関内駅南口前 占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。 ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、<u>添加看板</u>、<u>添加広告</u>又は<u>上空通路</u>は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。 (ア)、(イ) 省略 イ～エ 省略</p> <p>(5) 省略</p>	<p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準 省略</p> <p>1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準） (1)～(3) 省略</p> <p>(4) 関内駅南口前 占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。 ア 良好な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、<u>添加看板</u>又は<u>添加広告</u>は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。 (ア)、(イ) 省略 イ～エ 省略</p> <p>(5) 省略</p>

現行	変更案
<p>2 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画</p> <p>第1～第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、<u>新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>1 屋外広告物共通</p> <p>屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。</p>	<p>2 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画</p> <p>第1～第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、<u>市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>1 屋外広告物共通</p> <p>屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。</p>

現行	変更案
<p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p> <p>イ 設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合</p> <p>(2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>催事等のために一時的に設置等するなど、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</p> <p><u>イ 次の各号に適合するもので、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合</u></p> <p><u>(ア) 公益上必要な施設又は物件に表示する屋外広告物であって、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの</u></p> <p><u>(イ) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが3m以下のもの</u></p> <p><u>(ウ) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行に設置するなど、景観を阻害しないもの</u></p> <p><u>(エ) 表示内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの</u></p> <p><u>(オ) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの</u></p> <p>ウ 設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合</p> <p>(2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、<u>次のいずれかに該当し、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 1面あたりの表示面積が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置する場合</u></p>

現行	変更案
<p>(3) ～ (6) 省略</p> <p>2 屋外広告物の種類ごとの規格 省略</p> <p><壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）></p> <p>(1) 壁面看板の設置位置に応じた制限は次のとおりとする。ただし、次のアからウまでの各高さの範囲のうち2以上の高さの範囲にまたがる位置の場合は、いずれの基準にも適合するものとする。</p> <p>ア 地上からの高さが10m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 1か所あたりの表示面積は25㎡以下とすること。</p> <p>(イ) 屋外広告物を設置等する壁面における当該広告物の表示面積の合計を、当該壁面の面積の10分の1.5以下とすること。</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ 地上からの高さが10mを超え20m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) 1か所あたりの表示面積を50㎡以下とすること。</p> <p>(イ) 1か所あたりの幅は、設置等する位置における当該壁面の幅（複数ある場合は、その最小値とする。）の10分の2以下とすること。</p>	<p><u>イ 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</u></p> <p><u>ウ 催事等のために一時的に設置等する場合</u></p> <p>(3) ～ (6) 省略</p> <p>2 屋外広告物の種類ごとの規格 省略</p> <p><壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）></p> <p>(1) 壁面看板の設置位置に応じた制限は次のとおりとする。ただし、次のアからウまでの各高さの範囲のうち2以上の高さの範囲にまたがる位置の場合は、いずれの基準にも適合するものとする。</p> <p>ア 地上からの高さが10m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) <u>壁面看板</u>1か所あたりの表示面積は25㎡以下とすること。</p> <p>(イ) 屋外広告物を設置等する壁面における当該広告物の表示面積の合計を、当該壁面<u>（地上からの高さが10m以下の部分に限る。）</u>の面積の10分の1.5以下とすること。</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ 地上からの高さが10mを超え20m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(ア) <u>壁面看板</u>1か所あたりの表示面積を50㎡以下とすること。</p> <p>(イ) <u>壁面看板</u>1か所あたりの幅は、設置等する位置における当該壁面の幅（複数ある場合は、その最小値とする。）の10分の2以下とする</p>

現行	変更案
<p>(ウ)、(エ) 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p><そで看板>、<広告塔、広告板> 省略</p> <p>第6、第7 省略</p>	<p>こと。</p> <p>(ウ)、(エ) 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p><そで看板>、<広告塔、広告板> 省略</p> <p>第6、第7 省略</p>

計画図1の1

現行



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- 特定地区・準特定地区 境界線
- ゾーン 境界線

図名：計画図1の1
横浜市景観計画（関内地区）区域

変更案



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- 特定地区・準特定地区 境界線
- ゾーン 境界線

図名：計画図1の1
関内地区景観計画（関内地区）区域

計画図1の2

現行

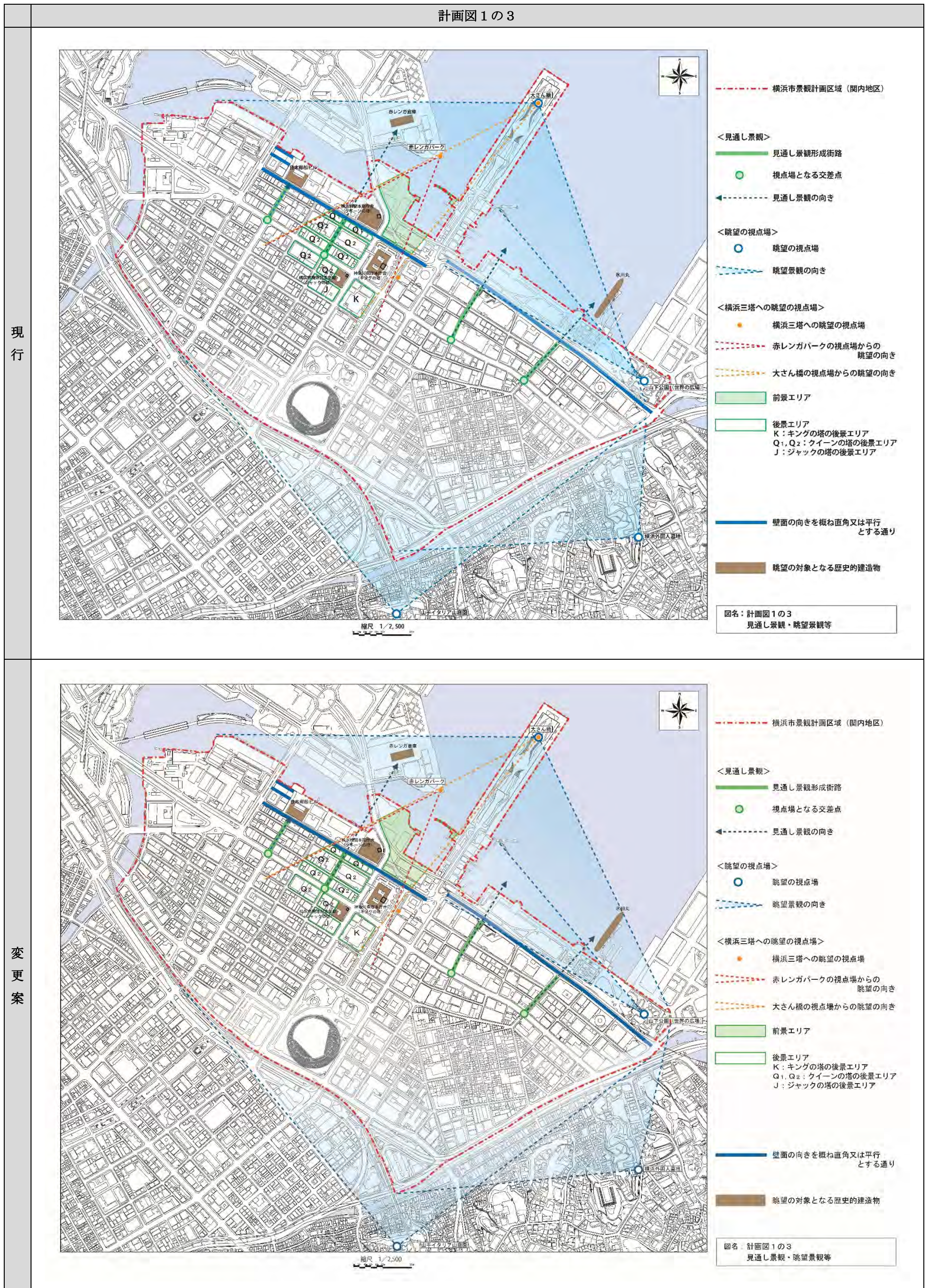


- 横浜市景観計画区域（関内地区）
 - ＜歩行者ネットワーク街路＞
 - 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路
（補助ネットワーク街路）
 - 商業のネットワーク街路
（補助ネットワーク街路）
 - 水際線のネットワーク街路
（補助ネットワーク街路）
 - 重点歩行者ネットワーク街路
 - ✳ 広場状空地の設置が求められる位置
- 図名：計画図1の2
歩行者ネットワーク・広場等

変更案

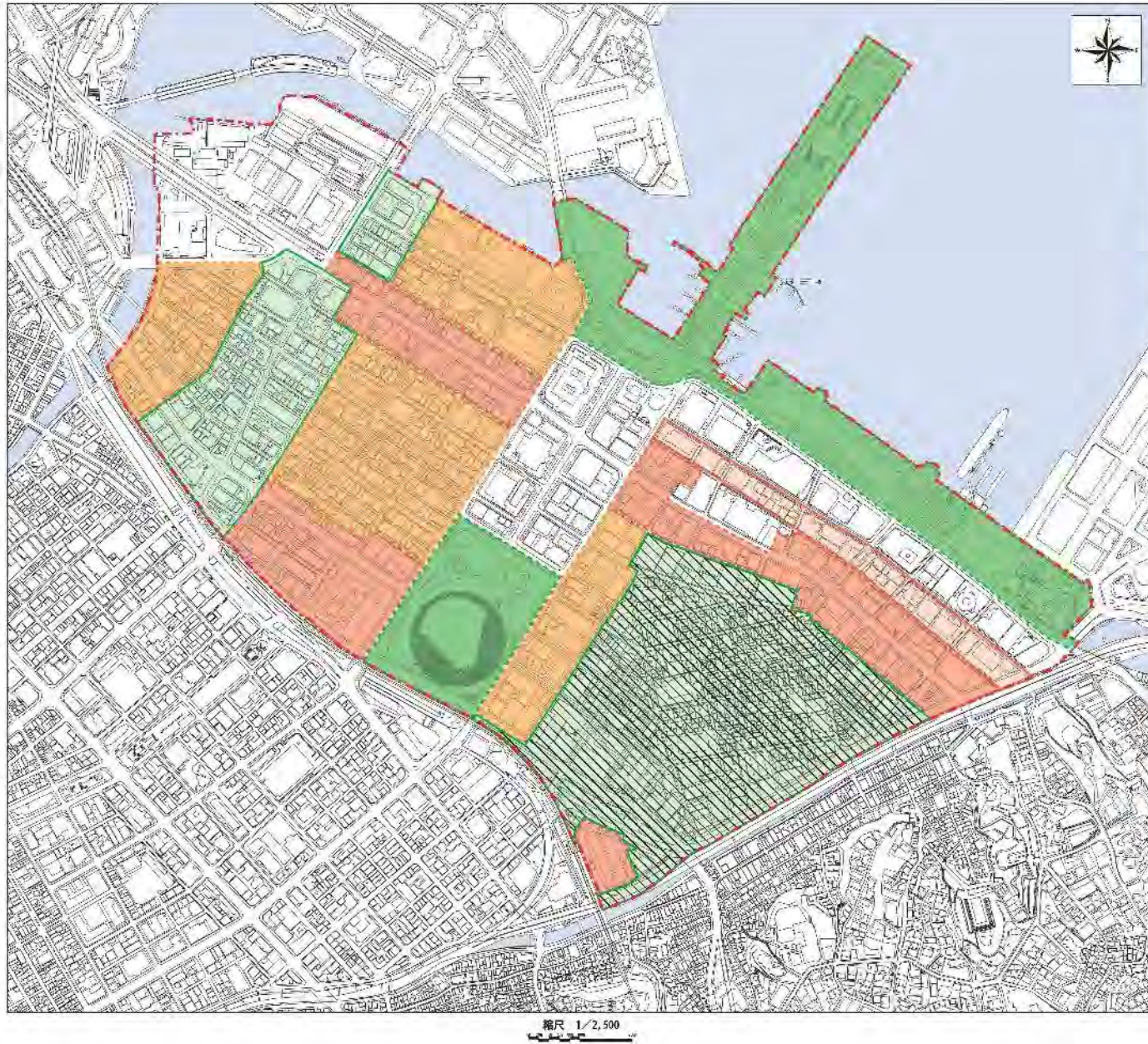


- 横浜市景観計画区域（関内地区）
 - ＜歩行者ネットワーク街路＞
 - 関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路
（補助ネットワーク街路）
 - 商業のネットワーク街路
（補助ネットワーク街路）
 - 水際線のネットワーク街路
（補助ネットワーク街路）
 - 重点歩行者ネットワーク街路
 - ✳ 広場状空地の設置が求められる位置
 - ✳ 駅前広場
- 図名：計画図1の2
歩行者ネットワーク・広場等



計画図1の5

現行



----- 横浜市景観計画区域（関内地区）

<高さの緩和の範囲>

31m以下（緩和なし）

31mを基本とし、市長が次に掲げる都市景観形成への貢献を総合的に判断して、景観形成への貢献を認める場合は、31m超45m以下の範囲で緩和することができる。
 (1) 歴史的建造物を保全し活用すること
 (2) 街並みの連続性を創出するため、歴史的建造物の周辺の建築物の形態意匠を、歴史的建造物と調和させる。
 (3) 文化芸術創造活動を行なえるスペースを用意し、活用する。

31mを基本とし、次に掲げる都市景観形成への貢献があると市長が認める場合は、31m超45m以下の範囲で緩和することができる。
 (1) 山手の丘に対して、建築物の31mを超える部分の見付の幅を小さくする。
 (2) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。

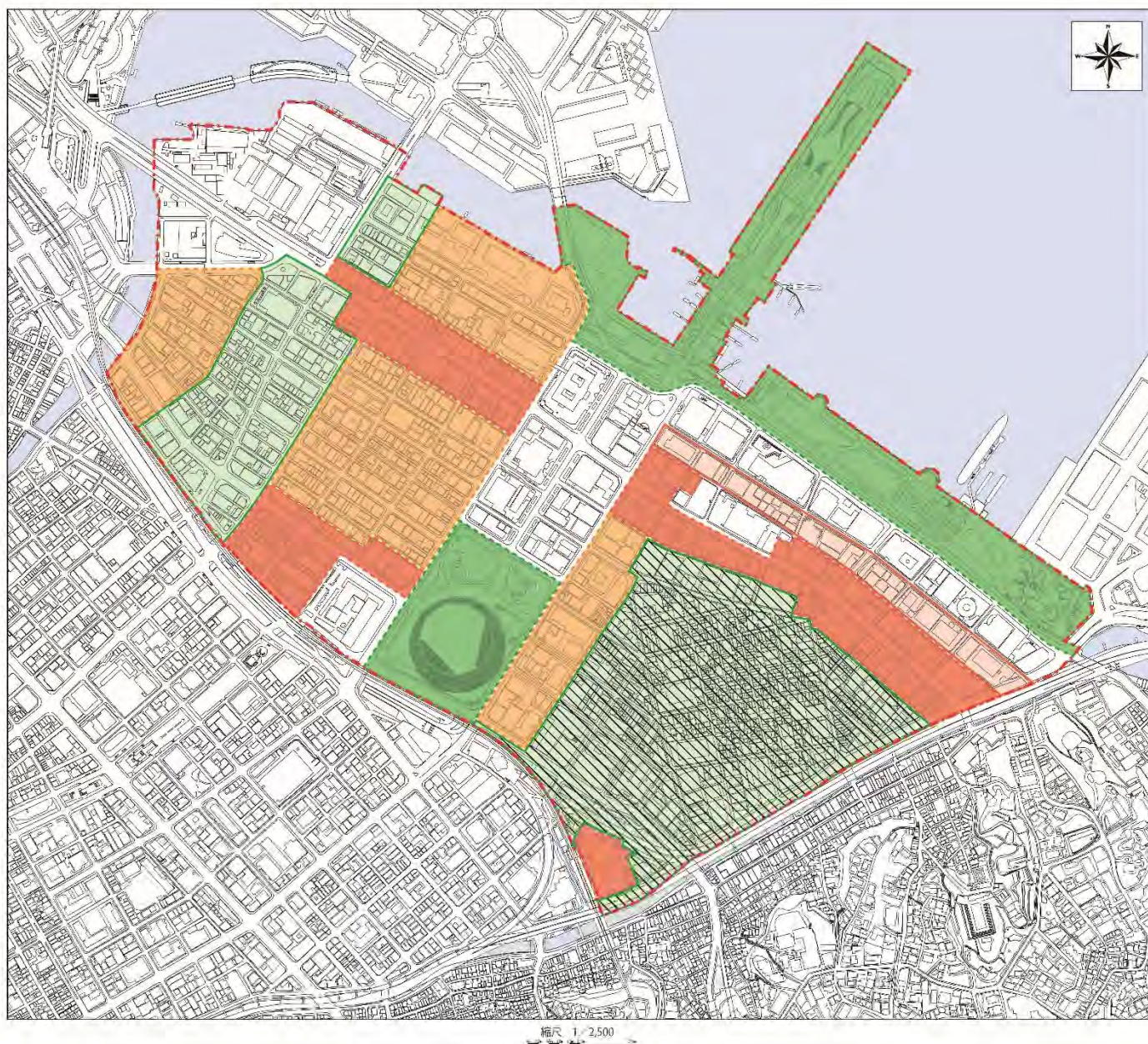
31m超45m以下

31m超60m以下

31m超75m以下

図名：計画図1の5
建築物の最高高さ

変更案



----- 横浜市景観計画区域（関内地区）

<高さの緩和の範囲>

31m以下（緩和なし）

31mを基本とし、市長が次に掲げる都市景観形成への貢献を総合的に判断して、景観形成への貢献を認める場合は、31m超45m以下の範囲で緩和することができる。
 (1) 歴史的建造物を保全し活用すること
 (2) 街並みの連続性を創出するため、歴史的建造物の周辺の建築物の形態意匠を、歴史的建造物と調和させる。
 (3) 文化芸術創造活動を行なえるスペースを用意し、活用する。

31mを基本とし、次に掲げる都市景観形成への貢献があると市長が認める場合は、31m超45m以下の範囲で緩和することができる。
 (1) 山手の丘に対して、建築物の31mを超える部分の見付の幅を小さくする。
 (2) 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。

31m超45m以下

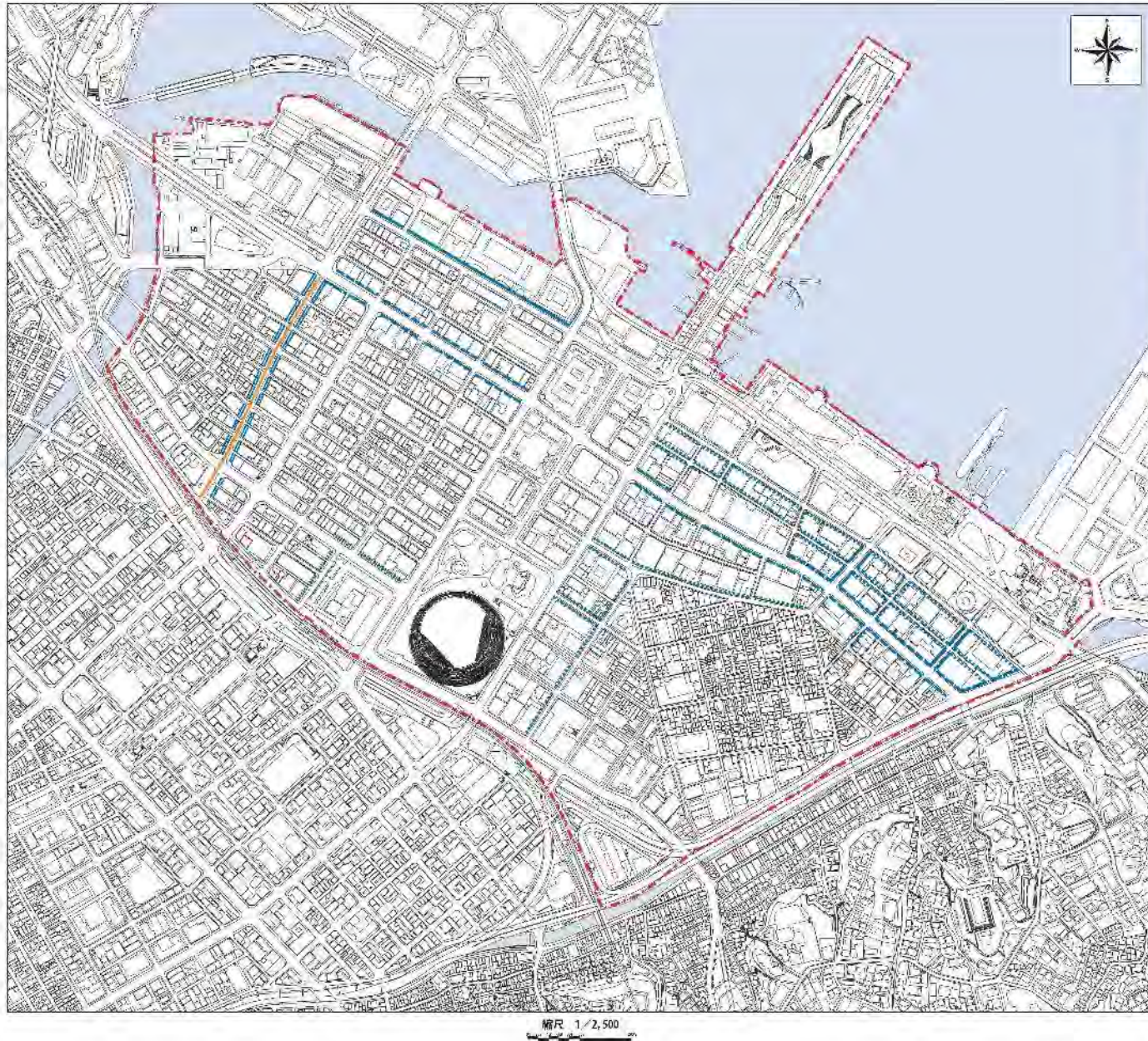
31m超60m以下

31m超75m以下

図名：計画図1の5
建築物の最高高さ

計画図1の6

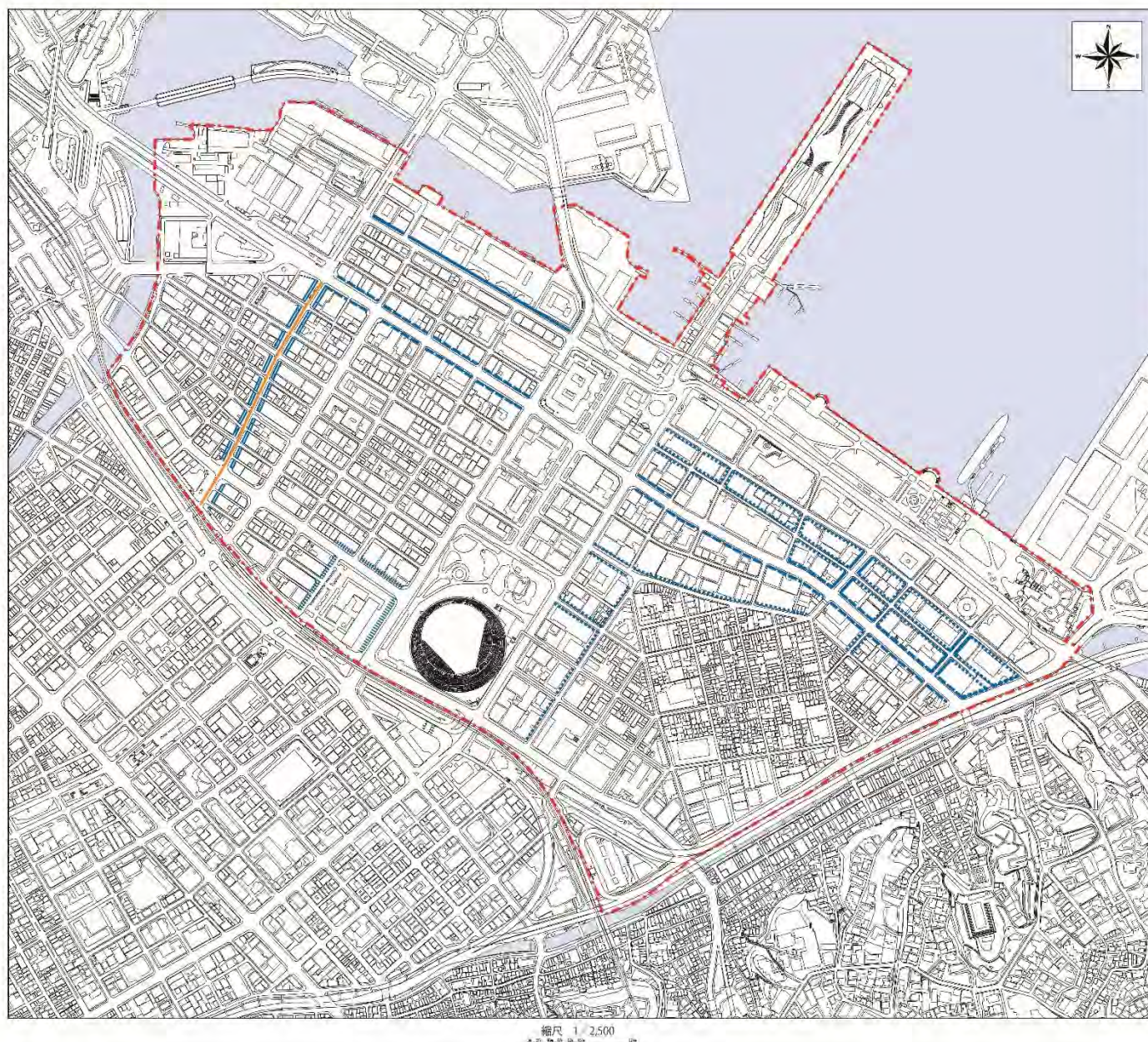
現行



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- 道路境界線より0.5m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.0m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.2m以上の壁面後退
- 道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- 道路境界線より3.0m以上の壁面後退
- 建築物の1、2階の部分で道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- 壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路

図名：計画図1の6
壁面位置の指定

変更案



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- 道路境界線より0.5m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.0m以上の壁面後退
- 道路境界線より1.2m以上の壁面後退
- 道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- 道路境界線より3.0m以上の壁面後退
- 建築物の1、2階の部分で道路境界線より2.5m以上の壁面後退
- 壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路

図名：計画図1の6
壁面位置の指定

現行	変更案
<p>第1、第2 省略</p> <p>第3 魅力ある都市景観を創造するための方針</p> <p>1 関内地区全域の方針</p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、<u>開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっている。</u></p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る</p> <p>II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る</p> <p>IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る</p>	<p>第1、第2 省略</p> <p>第3 魅力ある都市景観を創造するための方針</p> <p>1 関内地区全域の方針</p> <p>関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、<u>国際的な産学連携機能や観光・集客機能、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。</u></p> <p>馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、<u>開港の歴史や戦後の都市発展の歴史を伝える歴史的建造物、土木遺構などの保全・活用や、時代に応じた魅力と活力ある建物の誘導により、古い建物と新しい建物が調和して共存する独自の魅力的な街並みを形成している。</u></p> <p>このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。</p> <p>I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る</p> <p>II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る</p> <p>III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る</p> <p>IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る</p>

現行	変更案
<p>2 地区別の方針 関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 市庁舎前面特定地区 <u>関内地区の玄関口として、市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(5) 北仲通り北<u>準</u>特定地区 省略</p> <p>(6) 北仲通り南<u>準</u>特定地区 省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p>(11) 関内駅前<u>準</u>特定地区 <u>関内地区の玄関口としての活気と賑わいのある景観を創出し、ゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(12) 関内西<u>準</u>特定地区 省略</p> <p>(13) 山下公園 省略</p> <p>(14) 横浜公園 省略</p> <p>第4 都市景観形成行為</p>	<p>2 地区別の方針 関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 関内駅前特定地区 <u>開港以来横浜の発展をけん引してきた地区としての歴史性を継承し、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>(5) 北仲通り北特定地区 省略</p> <p>(6) 北仲通り南特定地区 省略</p> <p>(7) ～ (10) 省略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(11) 関内西<u>準</u>特定地区 省略</p> <p>(12) 山下公園 省略</p> <p>(13) 横浜公園 省略</p> <p>第4 都市景観形成行為</p>

現行	変更案
<p>次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（<u>増築又は改築については、外観の変更を伴わないものは除く。</u>）</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p> <p>第5 省略</p> <p>第6 行為指針</p> <p>1 省略</p> <p>2 地区別の行為指針 関内地区全域の行為指針のほかに、計画図に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 市庁舎前面特定地区 ア <u>市庁舎やくすのき広場と調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格ある街並みを形成する。</u> イ <u>大通り公園から横浜公園へとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間やくすのき広場などのゆとりある空間を創出する。</u></p>	<p>次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。</p> <p>(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（<u>外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。</u>）</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p> <p>第5 省略</p> <p>第6 行為指針</p> <p>1 省略</p> <p>2 地区別の行為指針 関内地区全域の行為指針のほかに、計画図に示す地区ごとの方針は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 関内駅前特定地区 ア <u>周囲の街並みと調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格や、商業機能等による活気と賑わいのある空間を形成する。</u> イ <u>大通り公園から横浜公園、さらに海浴いへとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間を形成する。</u></p>

現行	変更案
<p>ウ <u>市庁舎前面</u>特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。</p> <p>エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。</p> <p>オ 関内駅南口では、<u>関内地区の玄関口としての風格とくすのき広場につながる潤いとゆとりある街路空間を形成する。</u></p> <p>カ 屋外広告物は、<u>市庁舎とくすのき広場及び横浜公園の景観と調和した落ち着いたものにし、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。</u></p>	<p>ウ <u>関内駅前</u>特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。</p> <p>エ 中層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。</p> <p>オ 関内駅南口では、<u>関内地区の玄関口としての風格とゆとりある街路空間を形成する。</u></p> <p>カ 屋外広告物は、<u>関内駅南口及びみなと大通りに面して魅力ある景観を形成し、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。</u></p>
<p>(5) 北仲通り北<u>準</u>特定地区 省略</p>	<p>(5) 北仲通り北特定地区 省略</p>
<p>(6) 北仲通り南<u>準</u>特定地区 省略</p>	<p>(6) 北仲通り南特定地区 省略</p>
<p>(7) ～ (10) 省略</p>	<p>(7) ～ (10) 省略</p>
<p>(11) <u>関内駅前準</u>特定地区</p> <p>ア <u>商業機能による賑わいの創出と関内地区の玄関口としてのゆとりある空間を形成する。</u></p> <p>イ <u>中高層、高層の建築物は、魅力と品格のある眺望景観を形成する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>(12) 関内西<u>準</u>特定地区</p> <p>ア 馬車道周辺特定地区や北仲通り北<u>準</u>特定地区、北仲通り南<u>準</u>特定地区</p>	<p>(11) 関内西<u>準</u>特定地区</p> <p>ア 馬車道周辺特定地区や北仲通り北特定地区、北仲通り南特定地区と融</p>

新旧対照表（関内地区都市景観協議地区）

現行	変更案
と融和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。 イ 省略	和し、桜木町駅からの関内地区の玄関口となる地区として、賑わいの連続性を創出する。 イ 省略

都市協議地区図 1

現行



変更案



都市協議地区図2

現行



変更案



都市協議地区図3

現行



- 関内地区都市景観協議地区
- <見通し景観>
 - 見通し景観形成街路
 - 視点場となる交差点
 - ← 見通し景観の向き
- <眺望の視点場>
 - 眺望の視点場
 - 眺望景観の向き
- <横浜三塔への眺望の視点場>
 - 横浜三塔への眺望の視点場
 - 赤レンガパークの視点場からの眺望の向き
 - 大さん橋の視点場からの眺望の向き
- 前景エリア
- 後景エリア
 K：キングの塔の後景エリア
 Q1, Q2：クイーンの塔の後景エリア
 J：ジャックの塔の後景エリア
- 眺望の対象となる歴史的建造物

図名：都市景観協議地区図3
見通し景観・眺望景観等

変更案



- 関内地区都市景観協議地区
- <見通し景観>
 - 見通し景観形成街路
 - 視点場となる交差点
 - ← 見通し景観の向き
- <眺望の視点場>
 - 眺望の視点場
 - 眺望景観の向き
- <横浜三塔への眺望の視点場>
 - 横浜三塔への眺望の視点場
 - 赤レンガパークの視点場からの眺望の向き
 - 大さん橋の視点場からの眺望の向き
- 前景エリア
- 後景エリア
 K：キングの塔の後景エリア
 Q1, Q2：クイーンの塔の後景エリア
 J：ジャックの塔の後景エリア
- 眺望の対象となる歴史的建造物

図名：都市景観協議地区図3
見通し景観・眺望景観等